第６号様式

**身体障害者診断書・意見書（小腸機能障害用）**

総括表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  氏　名 | 年　　月　　日生（　　　）歳 | 男・女 |
|  住　所　船橋市 |
|  ① 障害名（部位を明記） |
|  ② 原因となった疾病・外傷名 | 交通　労災　その他の事故　戦傷　戦災自然災害　疾病　先天性　その他（ 　　　）※上記のいずれかを必ず選択してください |
|  ③ 疾病・外傷発生年月日　　　　　　年　　月　　日・場所 |
|  ④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。） 障害固定又は障害確定（推定）　　　年　　月　　日※診断日以前の日付をご記入ください |
|  ⑤ 総合所見〔将来再認定：　要 ・ 不要 〕　要の場合再認定の理由（重度化・軽度化）再認定の時期（　　　年　　月）※診断日から１年以上５年以内の期間でご記入ください |
|  ⑥ その他参考となる合併症状 |
|  上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 　　　　年　　月　　日  |
| 　 | 病院又は診療所の名称所　 　 　在　　　 地担当診療科名　　 　科　医師氏名　　　　 　　　　　　 |
|  身体障害者福祉法第15条第３項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に 　　　　　　　　 ・該当する　（　　 級相当） 　　　　　　　　 ・該当しない |
| 注 | １　障害名には、現在起こっている障害、例えば両耳ろう、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、先天性難聴、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。２　「障害の状態及び所見を記載した書面」（別様式）を添付してください。３　歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。４　障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて問い合わせする場合があります。身体障害者福祉法第１５条第１項に規定する指定医師の診断を受けてください |

　小腸の機能障害の状態及び所見

|  |
| --- |
| 3367 身長　　　　　㎝ 体重　　　　　㎏ 体重減少率　　　　％ （観察期間　　　　　　　） 　１　小腸切除の場合 　　(1) 手術所見： ・切除小腸の部位 長さ 　　㎝ 　　　 ・残存小腸の部位 長さ 　　㎝ ＜手術施行医療機関名 　　　 （できれば手術記録の写を添付する）＞ 　　(2) 小腸造影所見（(1)が不明のとき）－（小腸造影の写を添付する） 　　　　推定残存小腸の長さ・その他の所見 　２　小腸疾患の場合 　病変部位・範囲・その他の参考となる所見 　　注　１及び２が併存する場合は、その旨を併記すること。 〔参考図示〕  ３　栄養維持の方法（該当項目に○をする。） 　　①　中心静脈栄養法：・　開始日　　　　　　年　　　月　　　日・　カテーテル留置部位 ・　装具の種類 * 最近６箇月間の実施状況　（最近６箇月間に　　　　日間）

・　療法の連続性　 （ 持続的 ・ 間欠的 ）・　熱量　 （１日当たり Kcal） |
|  |  　　②　経腸栄養法：・　開始日　　　　　　年　　　月　　　日・　カテーテル留置部位 ・　装具の種類 * 最近６箇月間の実施状況　（最近６箇月間に　　　　日間）

・　療法の連続性　 （ 持続的 ・ 間欠的 ）・　熱量　 （１日当たり Kcal）③　経 口 摂 取：・　摂取の状態　　（普通食　　軟食　　流動食　　低残食）・　摂取量　　 （普通量　　中等量　　少量） ４　便の性状：（下痢、軟便、正常）　　排便回数（１日　　　回） ５　検査所見（測定日　　　　　年　　　月　　　日） 赤血球数 ／mm3 血色素量 g／dl 血清総濃度 g／dl 血清アルブミン濃度 g／dl 血清総ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ濃度 mg／dl 中性脂肪 mg／dl 血清ナトリウム濃度 mEq／ｌ 血清カリウム濃度 mEq／ｌ 血清クロール濃度 mEq／ｌ 血清マグネシウム濃度 mEq／ｌ 血清カルシウム濃度 mEq／ｌ  |  |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|

 注

 １　手術時の残存腸管の長さは、腸間膜付着部の距離をいう。

 ２　中心静脈栄養法及び経腸栄養法による１日当たり熱量は、１週間の平均値による

 ものとする。

 ３　「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。

 ４　小腸切除（等級表１級又は３級に該当する大量切除の場合を除く。）又は小腸疾

　　患による小腸機能障害の障害程度については再認定を要する。

 ５　障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもつて行うものとし、それ

　　以外の小腸機能障害の場合は６箇月の観察期間を経て行うものとする。